様式第2号(第6条関係)

警告書

　　　　　　　　　　様

　あなたには、次のとおり、勤務実績の不良又は適格性の欠如と評価することができる事実が認められますので、その改善を求めます。

　今後、これらの状態が改善されない場合は、（地方公務員法第２７条第２項及び長洲町職員の降給に関する条例第３条第１号ア又はウの規定による降格・地方公務員法第２７条第２項及び長洲町職員の降給に関する条例第４条の規定による降号）が行われる場合があります。

（勤務実績の不良又は適格性の欠如と評価することができる具体的事実）

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　任命権者